

放置車両確認事務委託業務仕様書

1 調達件名

令和9年度から令和11年度までにおける広島県警察放置車両確認事務委託業務

2 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

3 履行場所

広島県広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、呉警察署及び福山東警察署の管轄区域

4 業務内容

広島県広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、呉警察署及び福山東警察署の管轄区域を巡回して放置車両を確認し、当該車両に確認標章を取り付ける事務及びこれに付随する事務（詳細は別添1「放置車両確認事務実施要綱」（以下「実施要綱」という。）のとおり。）。

5 委託業務量

(1) 駐車監視員

ア 各市域別（委託警察署）の1日当たりの基本配置ユニット*¹数

○ 広島市域及び呉市域 7ユニット

（広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、呉警察署）

○ 福山市域 1ユニット

（福山東警察署）

*1 「ユニット」とは、駐車監視員が巡回活動を行う場合の単位を示し、駐車監視員2名で構成する。

イ 委託業務量

5,184 ユニット×日*²（1日において最大8ユニット）

*2 「ユニット×日」とは、1ユニットが1日活動する単位を示し、勤務時間は、次項「6 勤務制」のとおり。

ウ 深夜活動*³業務量（委託業務量の内数）

432 ユニット×時間*⁴（1日において最大3ユニット）

*3 「深夜活動」とは、午後10時から翌日午前5時までの時間帯を示す。
（祭礼行事その他の事情により、深夜活動を指示することがある。）

*4 「ユニット×時間」とは、1ユニットが1時間活動する単位を示す。

(2) 統括事務を行う者

2名（広島市域及び呉市域1名、福山市域1名。）

6 勤務制

勤務時間は、原則として以下の勤務制とするが、祭礼行事その他の事情により、他の

勤務制を指示することがある。

勤務制	勤務の開始時刻及び終了時刻	休憩時間
早朝勤務(A勤務)	午前6時00分～午後3時00分	午前9時45分～午前10時45分
通常勤務(B勤務)	午前8時30分～午後5時30分	午後0時15分～午後1時15分
遅出勤務(C勤務)	午前9時30分～午後6時30分	午後1時15分～午後2時15分
薄暮勤務(D勤務)	午前11時00分～午後8時00分	午後2時45分～午後3時45分
夜間勤務(E勤務)	午後1時00分～午後10時00分	午後4時45分～午後5時45分
深夜勤務(F勤務)	午後4時00分～午前1時00分	午後7時45分～午後8時45分

7 駐車監視員等の選任

(1) 駐車監視員

ア 受託者は、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）を確実に遂行することができるように、受託が決定した後に、速やかに、駐車監視員資格者証保有者で、かつ、心身ともに健康な者で、良好な接遇について資質を有する者を、16名以上確保しなければならない。

イ 受託者は、確認事務に従事する駐車監視員を、実施要綱に基づき必要数選任すること。

ウ 受託者は、選任した駐車監視員に対し、委託者が示す方法により、20時間以上の研修を行わなければならない。また、駐車監視員の補充・入れ替えが行われた場合も同様とする（研修に要する費用（人件費を含む。）は受託者の負担とする。）。ただし、確認事務の経験を有する駐車監視員については、委託者が認める場合に限り、この研修を省略又は免除できるものとする。

(2) 統括事務を行う者の選任

受託者は、実施要綱に基づき確認事務の管理・運営に必要な知識及び経験を有すると認められる者のうちから統括事務を行う者（以下「統括責任者」という。）を2名選任すること。

8 服装の指定

受託者は、別添2「制服着用要領」に従い、制服を準備し、これを駐車監視員に着用させ、かつ、警察署長が貸与する記章付きの腕章、帽子又は自転車用ヘルメットを着用させなければならない。

9 資機材の貸与

確認事務の遂行に必要な次の資機材は、警察署長が必要数貸与する。

- (1) 携帯情報端末装置
- (2) 標章印字機
- (3) 放置車両確認標章
- (4) 記章付きの腕章、帽子及び自転車用ヘルメット

10 その他資機材の調達及び費用負担

受託者は、確認事務の遂行に必要な次の資機材等について、必要数を調達することとし、それに係る費用は受託者の負担とする。ただし、以下の(6)及び(7)については、必要であれば調達するものとする。

- (1) 駐車監視員が着用すべき制服等（上記８中の「制服着用要領」による。）
- (2) 統括責任者及び各ユニット別の連絡用携帯電話等
- (3) ５メートル以上の巻尺又はウォーキングメジャー
- (4) 地図（スマートフォンの地図アプリを含む。）
- (5) 自動車等、移動に要する車両
- (6) 広島県広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、呉警察署及び福山東警察署の近隣に位置する待機場所
- (7) 暑熱対策用のネックリング、空調ファン付きベスト及び紫外線対策用のサングラス
- (8) その他必要と認めるもの

11 その他

委託業務の実施に必要な教養及び研修については、契約締結後、文書により別途通知する。